

編集委員会 会議録

会議の名称	第3回 編集委員会（実質的な協議の2回目）
開催日時	平成20年5月6日（火）10時00分から18時15分
開催場所	川口緑化センター 会議室
出席者	（委員長）鈴木委員長 （委員）池田委員、落合委員、石井（邦）委員、河合委員、森委員、 碓委員、小島委員、木岡委員、堀委員 （オブザーバー）三宅委員
会議内容	・条例項目案の整理
会議資料	・各部会の提案による条例項目案 比較表 ・条例項目案整理シート
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・始めに副委員長について、1人は碓委員にお願いすることになったが、もう1人は私にお任せいただくということであった。よろしければ木岡委員にお願いしたいと思うがどうか。（委員長） 一同異議なし ・前回（4/24）の編集委員会後に部会を開催した第3検討部会と第4検討部会の委員は、編集委員会の役割についてどのような議論があったか報告してほしい。（委員長） ・編集委員会の進め方には異議がなかった。編集委員会で素案を作り、その後部会で素案を検討するという流れには賛意を得ている。 ・編集委員会の権限については、素案を確定することではなく、素案を作るための取捨選択権であるというのが第3検討部会の見解である。 ・第4検討部会でも編集委員会の進め方には異議がなかった。 ・では、本題に入りたいと思う。各部会にはそれぞれの切り口があり、例えば、第3検討部会では行政経営の観点から検討されているが、それぞれがどういう考え方で条例の項目案を出してきたのかを報告してほしい。（委員長） ・第1検討部会では、市政の歴史を学びながら過去の蓄積や反省を踏まえて、自治のあり方、行政経営のあり方、議会のあり方の3点にポイント

を置き、川口市における自治基本条例は、どのような本質を持つものなのだろうかという観点から項目出しを行った。

- ・具体的には、市民が主人公であるということの大前提に置き、市民が川口市という政府を統制するということを基本として、その関係を定めるものが自治基本条例であるという考え方から項目を抽出した。その意味では、「市民の責務」について先行条例ではよく規定されているが、自治基本条例は市民を拘束するものではなく、行政をコントロールするものとして、川口市の自治基本条例ではその規定は設けないこととした。

- ・第1検討部会では、これまでに市政に携わった方々をお招きし、様々な話を聞いたところである。また、会議では、常に3時間以上に亘って、非常に熱心な議論（質疑応答）が行われてきた。

- ・さらに、条例の体系については、かなり早い段階から検討をしていた。

- ・第2検討部会では、自治基本条例の必要性として地方分権の流れから川口市でも自治基本条例を用意するという点を確認している。

- ・さらに、自治基本条例には、市民のための市政を実現するために協働や市民参加などに関する規定を盛り込む必要があると確認している。

- ・そして、条例の理念や目的に込められた「思い」を共有するためには、若者（学生）や子供に対して協働を呼びかけることができるような視点が必要だと思う。なぜなら、少子化時代を迎えている中で、若い人たちが子育てしやすい社会を構築する必要があるからだ。

- ・従って、条例は分かりやすくする必要があると思っている。

- ・また、協働については1人でも参加できるルールづくりが必要であり、協働を進めるために意識を変えること、行動を促すことが求められる。さらに、人のために働いてみようという意識の醸成も必要であり、意識を変えるようなキャッチフレーズが条文にあるといいと思う。

- ・川口市は町会組織が活発といわれているが、実際には後継者が少なく、未来が明るいものとは言えないと思っている。

- ・今後の自治については、直接民主主義に近づくものと理解しているが、間接民主主義についてもしっかりと運営される必要があるはずだ。従って、間接民主制を整えながら、直接自治の能力を伸ばしていくという形が望ましいと思う。

- ・第2検討部会は「協働」がテーマとなっており、市民参加の観点からの協働は集中的に議論しているが、他の観点からの協働はそれほど議論し

てなかったように思う。

- ・課題として挙げられたのは、地域の連帯が必要である一方で、住民の多様性を考慮する必要があるという二律背反的なところだった。
- ・第3検討部会では行政経営をテーマとしているが、経営というと投資対効果という発想が出てくる。このような視点に基づいて、いかに行政経営を効率的に進めていくかについて議論してきた。具体的には、議会がどのようなことをしているのかなど、行政経営の具体的な流れを確認してきたところである。また、自治体の職員のモチベーションをどうやって上げていくかについて、行政評価や財政面の透明性などをテーマに議論してきた。
- ・我々は行政の1つ1つの機能について学びながら検討してきたが、自治基本条例を全体としてどうするべきかについては議論をしていない。従って、第3検討部会で提案した項目は、具体的なものが多く、理念的なものが少ない結果となっている。
- ・第3部会では、条例は作っただけで終わってしまう、結果として何も変わらないことを一番恐れていた。そのため、どうすれば自治基本条例が機能しうるものとなるかについて、力点を置き議論してきたと思う。
(委員長)

- ・第4検討部会では、これまでに19回ほど会議を開催し、市民と条例との関わりから条例に盛り込む内容を議論してきた。結論からいえば、市民にとって分かりやすい条例とするためにはということで、特に、市民に親しみやすい、全ての市民が参加しやすい条例とはどうすればいいのかということを検討してきた。
- ・さらに、川口市では高層住宅の急増により、市政に関心がない住民が増えているのではないかという問題意識を持ったところである。
- ・こうした問題意識を背景として、川口市のアイデンティティが感じられる、独自性のある条例をつくることで、関心のない住民に市政への関心を高めていくことを目指したものである。具体的には、条例の構造を複雑にしないこと、抽象的な規定を定めないこと、条文の数を限定的にすることなどを議論してきた。
- ・第4検討部会では、条例の書き方や構成について、市民に分かりやすいものとしていくことを重視している。この点は、他の部会も同じ考え方

であると思うが、市民参加の重要性の観点から条例の形式面での提案がある点は留意いただきたい。

- ・第5検討部会では川口市のガバナンスをテーマとして、川口市のよい点、伸ばしていきたい点、一方で改善していきたい点を議論した。そして、親世代と子供世代の両方を育てていくようなまちづくりと無関心な市民にとっても参加しやすい透明な統治機構とするには、どうすればいいのか、などについて議論してきた。
 - ・具体的な提案としては、希望する市民が市政に参加できる協議会のようなものを設置してはどうか、市民が議会を通さなくても直接意見を言う機会をつくってはどうか、議会で議員同士が活発に議論をする場を設けてはどうか、議会に関する情報をより積極的に発信してはどうか、傍聴を増やす努力をしてはどうかなどが議論された。他にも、市長の多選規定について賛否両面からの意見があり、さらに外部監査の結果をもっと市民に分かりやすいものとするべきではないかといった意見が出た。いずれにせよ、第5検討部会では、市政と市民との情報共有が大変重要であると認識している。
 - ・第5検討部会では、お任せ民主主義の現状から、市民がより参加しやすくなるための手続きをきちんと整備していこうという議論がよくなされたと思う。部会の独自の取組みとしては、既に条例を制定している草加市に取材に行ったが、条例を作ることと運用することでは、また違った難しさがあると感じたところである。
 - ・編集委員会では、各部会からの提案をまとめて、条例の素案のたたき台を運営調整部会に示す必要がある。
 - ・まずは、各部会からの提案内容（比較表）を読み込んでいただき、どうやってこれらの提案をまとめていくかについて議論をしたいと思う。
- (以上、委員長)

[提案をまとめる方法について、次のような意見が出された。]

- ・まずは条例の体系について議論するべきだ。また、条例の目次に加えて、その並び方については、第1検討部会では特に重要だと考えている。
- ・具体的な進め方としては、グループを2つに分けてはどうか。さらに、

提案を前半と後半に分けて検討すれば、効率的に検討できるのではないか。

- ・委員間で共通の認識が持てるように、自治基本条例とはどのようなものかについて、先に議論したほうがいいと思う。
- ・ただし、条例の構成について議論することも重要だと思う。例えば、条例の理念部分のところだけは、大・小項目として議論してはどうか。加えて、条文化には法律の専門家などがいないと難しいと思っている。
- ・第1検討部会では条例の枠組みについて既に検討しているが、先ずは大項目をはっきりさせることが必要ではないかと思っている。例えば、前文については、必要か必要でないかの見解が分かれているため、こうした大きな点については最初にはっきりさせるべきだと思う。
- ・調整部会から諮問されている以上、日程を守って議論することが大前提だと思う。それを踏まえると、条例の項目づくりからはじめて、項目の中身については、その後（部会などで）議論してはどうか。
- ・専門家が必要な局面もあるかもしれないが、先ずは委員同士が議論することが必要だと思う。さらに、体系を最初に議論するということがよいと思う。
- ・本日は構成（体系）について議論し、項目案を決めるべきだと思う。また、先ほどの委員間で自治基本条例に関する共通の認識を持つことは重要だと思う。ただし、時間が限られているため、編集委員会としては先ずは構成案を検討し、検討部会も巻き込んで条例の理念やあり方について議論してはどうか。なお、私としては二手に分かれて進めたほうが効率的だと思う。
- ・共通理念については各部会で改めて検討していただきたいと考えるが、それを委員間で共通のものとするのは運営調整部会の役割だと思う。
- ・編集委員会は、条例案の編集を依頼されている組織であるため、先ずは編集作業に集中していきたい。また、法律等の専門家の参加（介入）は必要だと考えている。（以上、委員長）
- ・先ず、今回の部会の目標を明確にすることが必要だと思う。仮に、本日

中に条例の構成（体系）を考えるのであれば、細かな条例の規定の議論については後日でもよいと思う。（アドバイザー）

- ・ それでは、まずは条例の枠組みについて議論し、加えて、住民投票、情報公開、行政評価、市民からの提案制度など、実施にあたっては詳細な規定が必要となるものについて、その取り扱いなどを議論していきたい。自治基本条例に詳細なことまで盛り込むのか、あるいは詳細については個別条例に委ねるのかということである。
- ・ 進め方としては、2手に分かれて進めることとする。（以上、委員長）

（Aチーム：落合委員、石井委員、森委員、碓委員、木岡委員）

（Bチーム：池田委員、河合委員、小島委員、堀委員、鈴木委員長）

大・中・小項目について

- ・ Aチームでは、大項目は事務局が整理したものをそのまま使いたいということになった。実際の体系については、大項目が決まってから議論したい。
- ・ なお、大項目に2点変更を求めたい。1つ目は「執行機関」を「行政」とすること、2つ目は市長の権力が大きく重要な存在であることから、「行政」とは別に「市長」を項目として加えたい。
- ・ なお、第4検討部会から、条文の数を限定するなど条例の形式面について意見が出されているが、この点については、改めて各部会で議論してほしいと思っている。
- ・ Bチームでは、大項目について意見が固まってきているが、理念などの部分についてもう少し時間がほしい。

（昼食休憩）

（各チームで作業再開）

- ・ Bチームでは、大項目は基本的には資料案と同じであるが、2点変更を提案したい。1つ目は「議会」ではなく「市民のための議会」といった、議会が市民のためのものであるということがわかる表現にしたほうがよいという提案である。2つ目は執行機関を「市長」と「市役所」（あるいは

は「行政」)の2つに分けるというものである。

- ・ A チームは先ほどの報告のとおり、資料案と同じ大項目でよいという意見である。変更点としては、執行機関を「市長」と「行政」の2つに分けること。さらに、監査や市民と行政との調整機関などについても項目を設けるべきということになった。ただし、この点については小項目であってもよいというものである。
- ・ 両チームとも大項目については、ほとんど同じ意見であったので、この大項目に従って各部会からの提案内容を整理したいと思う。やり方としては、全員で最初から全部やる方法、条例を前半と後半に分け二手に分かれて検討する方法、検討部会ごとに5つに分かれてそれぞれ部会に関係する箇所を検討する方法が考えられるかどうか。(委員長)
- ・ 部会の提案内容は、各部会の委員が熟知しているため、部会ごとに検討したほうが効率的でよいと思う。
- ・ では、検討部会ごとに分かれて、改めて大項目に沿って各部会の提案内容を分類してほしい。(委員長)

(部会ごとにそれぞれの提案内容を分類し、取りまとめたものを作成)

- ・ 5月19日の運営調整部会に向けて、今回の編集委員会の検討結果を報告する必要がある。内容としては、今回の取りまとめ内容を事務局で整理し、それを運営調整部会の前に正副委員長が確認して報告する内容としたい。
- ・ 平行して、各部会に対して、素案とは何か、小項目をどうするか、条例の形式(ですます調にするなど)をどうするかについて検討してもらいたいと思う。(以上、委員長)
- ・ 素案の検討は、いわば「出航」している状況にあるので、部会に条例の枠組みの検討などを任せるのではなく、編集委員会で条例の構成などについては少し固めてもよいと思う。そして、編集委員会で合意を得たものを部会に諮るという形で進めてはどうか。(アドバイザー)
- ・ 調整部会で今回の内容を報告し、その後、各部会で条例の構成や小項目

について検討してもらい、その内容を踏まえて6月中に編集委員会で条例の構成や小項目を固めていけばよいのではないか。

- ・逆に言えば、10月までに素案を作ると考えると、7月の段階では削る作業をしなければならない。この作業は編集方針や共通理念が固まっていないとできないので、7月までには編集方針や共通理念について固めておく必要があるということである。(委員長)
- ・条例の構成などについては、編集委員会がイニシアチブをとって各部会で考え方をまとめてもらい、その内容を踏まえて6月中に再度編集委員会を開いて検討してはどうか。
- ・素案のイメージはどのようなものか。
- ・素案の前提となるものであることは間違いないが、どの程度まで作るかは決定していない。しかし、素案が条文形式で作られているものであり、10月までに作らなければならないとしたら、条文を意識したものになるだろう。
- ・では、再度チームに分かれて、素案はどのような形のものかについて議論していただきたい。(以上、委員長)

(2チームに分かれて検討)

- ・Aチームでは、素案をイメージして章・節・見出しが分かるものが素案であるということになった。こうすれば、素案の段階では両論併記は可能である。ただし、編集委員会として一本化することを前提に、体系についても議論しておく必要がある。
- ・一方で、素案についてはパブリックコメントの対象になるので、読んでそこに書かれている内容が分かるような、条文形式になっているものである。
- ・今後の進め方としては、各部会で改めて大・中・小項目を設定し、提案した各項目をその体系に位置付けたものを編集委員会に提出する。さらに、部会では、例えば、多選禁止規定など意見が大きく分かれていることを確認する必要があると思うので、明示するべきだと思っている。
- ・Bチームでは、本日のまとめでは調整部会の検討材料としては不十分と

いう結論になった。さらに、小項目についても19日の運営調整部会までに作成するという事になった。従って、本日中に小項目までを作成したいと思うがどうか。

- ・進め方としては、再度各部会の委員で分かれて、部会ごとに小項目案を検討しその内容を発表する。そして、その場で共通する小項目を確認しながら、決められるものは決めて、そうでないものについては、委員長と副委員長に一任するという方法もある。いずれにしても、小項目が決まれば、提案項目がどの小項目に入るかを機械的に振り分けることができるので、運営調整部会には編集委員会で定めた小項目ごとに整理された各部会の条例項目の提案ができるがどうか。(事務局)

一同異議なし

(各部会選出の委員ごとに小項目を検討)

- ・それぞれの部会選出委員から小項目案が提案されたが、これを取りまとめたいと思うがどうか。(委員長)
- ・正副委員長に一任したらどうか。
- ・正副委員長は第3、第4、第5の部会員なので、残りの第1と第2から1人ずつ参加し、5人で編集委員会としての小項目案を取りまとめてはどうか。

一同異議なし

- ・では、5月12日(月)18時半から、再度検討することとする。(委員長)

- ・現段階では、各部会からの提案は削らないので、事務局にたたき台の案を作ってもらってはどうか。

一同異議なし

- ・では、事務局にたたき台の案を作成していただきたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の運営調整部会では、編集委員会において、各部会からの提案を取捨選択できる権限を認めてもらいたいと思っている。 ・ また、7月に向けて、各部会で共通理念と編集方針の案を出してもらいたい。素案作りをどのように行うかについても、検討部会で議論してほしい。 ・ 本日は長時間にわたって大変おつかれさまでした。(以上、委員長)
<p>次回以降日程</p>	<p>(編集委員会プロジェクト会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月12日(月) 18時半～ 職員会館 <p>(編集委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月26日(木) 18時半～ 職員会館